

第22期第4回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月4日(水) 14時00分から14時44分まで
- 2 開催場所 高知市九反田2-1 高知市文化プラザかるぽーと11階
高知市立中央公民館「大講義室」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柁善、
中川幸成、畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、
川竹佳子、中澤芳江(計15名)
- 欠席委員 なし
- 署名委員 問可柁善、蔭山純由
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、渡邊主査
- 4 審議事項
- 第1号議案 高知県資源管理方針の変更について
- 第2号議案 令和3管理年度における漁獲可能量の設定について
- 第3号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(機船船びき網漁業、固定式刺し網漁業、いそうお、いせえび三枚網漁業、地びき網漁業)
- 第4号議案 制限措置の一部変更について(機船船びき網漁業、固定式刺し網漁業、いそうお、いせえび三枚網漁業)
- 第5号議案 継続許可とする知事許可漁業において廃業があった場合の制限措置の変更の承認について
- 5 報告事項
- (1) 第22期第3回高知海区漁業調整委員会の第1号議案で使用した参考資料の差し替えについて
- 6 議事内容
- 織田事務局長 | 定刻となりましたので、ただ今より第4回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。
- 川竹委員が出席の予定ですが少し遅れるようございます。委員定数15名の内、出席委員は15名で、川竹委員がまだ来られていませんが出席される予定ですので、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。
- では、会長、お願いいたします。
- 前田会長 | 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
- それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

松村部長

皆様こんにちは。第22期第4回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとご多用のところ、また大変暑い中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の委員会では5件の議案の審議をお願いすることとしております。

第1号議案は、高知県資源管理方針の変更について、第2号議案は、令和3管理年度における漁獲可能量の設定について、それぞれご審議いただきますが、内容はいずれも「さんま」に関するものでございます。

第3号議案は、漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について、第4号議案は、制限措置の一部変更についてでございます。それぞれ「機船船びき網漁業」「固定式刺し網漁業」「いそうお」「いせえび三枚網漁業」「地びき網漁業」に関するものでございます。

なお、今回お願いをしております議案で、1号議案と2号議案につきましては、昨年11月に国から漁獲可能量の当初通知があったのち、12月と1月に開催されました当委員会においてお諮りしておく必要があったものでございましたが、それができていなかったというものでございます。

また、3号議案、4号議案の中には、昨年の12月に当委員会で承認をいただきました漁業の許可又は起業の認可方針に記載漏れがあったもの、それと本年3月に制限措置を変更した際に、許可方針も一緒に変更しておく必要があったところ、それができていなかったものが含まれておるということでございます。今後、こうしたことが発生しないようないよう、事務局としましても一つ一つしっかり確認をとって進めて参りたいと考えております。大変申し訳ありませんでした。なお、他にもこうした事例がないか、また改めて現在全体のチェックをかけているところでございます。

次に第5号議案につきましては、継続許可とする知事許可漁業におきまして廃業があった場合の制限措置の変更について、ご審議いただくものでございます。

最後に報告事項といたしましては、前回の委員会で使用いたしました資料の数値につきましてご指摘をいただいております。こちらにつきまして差し直したものをお配りさせていただいております。

委員の皆様におきましては、ご審議のうえ、適切なご意見・ご答申を賜りますようお願いいたします。本日はよろしく願いをいたします。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、欠席委員の報告ですが、本日は全員出席の予定ですが、まだ川竹委員が来られていないようです。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、間可委員と、蔭山委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「高知県資源管理方針の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第1号議案 高知県資源管理方針の変更についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第455号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第14条第9項に基づき、別紙案のとおり高知県資源管理方針を変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定により諮問します。令和3年7月29日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。1ページが諮問文、2ページから14ページが方針の案、15ページがTAC制度についての説明、16ページが参考資料となっております。

今回お諮りするさんまについては、本来であれば、資料2の3ページに付けております令和2年11月10日付け2水管第1507号の通知にもとづき、まあじ及びまいわし太平洋系群と同様に、昨年11月に開催された第35回の海区漁業調整委員会で、高知県資源管理方針への追加と漁獲可能量の設定を諮るべきものでした。しかし、このことについて事務局の認識が誤っていたため、さんまについては手続きができていませんでした。

これは、さんまについて、昨年までは「漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。」として、国からの都道府県別数量の割り当てがなく、数量管理が行われていなかったこと、また、この資料にあるとおり、今年度は現行水準として定められていますが、さんまは他の2魚種と異なり、基本シェアが0パーセントであったこと、現行水準の場合の目安数量が10トン未満と具体的な数字が示されていないことから、方針に追加する必要がないと誤って認識したものです。大変申し訳ありませんでした。今後は、通知内容に不明点などがある場合は国に確認を行うなどして、このようなことがないようにいたします。

続いて、資料15ページをお願いいたします。ここでは、TAC制度について説明いたします。TAC制度とは、水産資源を持続的に利用し続け

られるようにするために、魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで、資源の維持、回復を図ろうとする制度です。対象魚種は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに、くろまぐろの8魚種です。

続いて、方針変更、決定の流れについて説明いたします。まず、資料の左側の「①基本方針の策定」にありますとおり、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会での審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用しております大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料の右側「②県資源管理方針の策定」になりますが、県知事は、国から割当られた数量を、更に漁業種類別に配分した県方針について、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで県方針の変更を国に申請し、承認を経て、新たな県方針を公表するというのが一連の流れになります。さんまについては、高知県資源管理方針の別紙1-7として資料14ページのとおり定めます。

それでは、資料の14ページをお願いします。まず、上から順に説明しますと、第1に特定水産資源の種類、「さんま」を記載し、第2に知事管理区分、「さんま漁業」と定めております。続いて、第2の(1)対象となる水域は、(2)の対象とする漁業がさんまの採捕を行う水域、(2)対象とする漁業は、高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業で、(3)漁獲可能期間は周年としております。そして(4)では、漁獲量の管理の手法等として、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとしています。第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準では、全量を高知県さんま漁業区分に配分としています。第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項では、本県でさんまを漁獲している漁業の種類ごとに漁獲努力量の上限を定めております。本県におけるさんまの漁獲量は、そのほとんどを定置網漁業が占めているため、この表中には大型定置漁業、漁業権漁業である小型定置漁業、知事許可漁業である小型定置網漁業を記載しています。

そして、資料16ページには、本県及び全国でのさんまの漁獲量をまとめたものを付けております。この資料の右上の(2)にありますとおり、近年のさんまの漁獲量については、全国の漁獲量と本県の漁獲量ともに減少傾向となっています。

変更後の資源管理方針の公表手段は、高知県漁業管理課のホームページへ掲載することとします。なお、現在水産庁と協議が終了していないため、

内容の変更を伴わない軽微な文言等の修正等が入る可能性があります、その際は事務局に一任していただきますようお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

前田会長

はい。ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「高知県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」言う者あり。)

前田会長

はい。ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第2号議案、「令和3管理年度における漁獲可能量の設定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第2号議案 漁獲可能量の設定についてご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第456号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第1項の規定に基づき、さんまに関する令和3管理年度における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和3年7月29日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。1ページが諮問文、2ページが告示案、3ページが国からの通知文です。

では、資料3ページをお願いいたします。今回は、国からの通知に基づき、さんまについて、漁獲可能量を設定するものです。このさんまの漁獲可能量を、さきほどの第1号議案で定めた資源管理方針に基づき管理します。漁獲可能量の「現行水準」という設定について、これまでの県計画において、さんまは漁獲可能量による管理が行われていませんでしたが、昨年12月の法改正に伴い「漁獲可能量を定めなければならない」と規定されたことから、近年の漁獲実績割合を目安として国から割り当てられたものです。そのため、さんまについては、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。ただいまの 漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページ目の告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、「さんま」について、農林水産大臣から通知のありましたとおり漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

山崎委員

高知県はさんまが採れているのか、県内で水揚げされているのか。

織田事務局長

先ほどの1号議案の資料の最後に、平成21年から令和元年までの高知県のさんまの漁獲量を載せています。平成21年当時は291トンほどありましたが、近年では1トン2トンぐらいとなっています。主に両岬の室戸方面若しくは幡多方面の大型定置網、小型定置等で採れておりますが、数量は先ほど申しましたように1、2トン程度という状況です。

前田会長

いいですか。

山崎委員

はい。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

では、ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第2号議案、「令和3管理年度における漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第3号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(機船船びき網漁業、固定式刺し網漁業、いそうお、いせえび三枚網漁業、地びき網漁業)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第3号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正についてご説明いたします。資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮

問文を朗読します。

3 高漁管第 452 号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる機船船びき網漁業、同条第 1 項第 7 号に掲げる地びき網漁業、同条第 1 項第 10 号に掲げる固定式刺し網漁業及び同条第 1 項第 11 号に掲げる三枚網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の意見を伺います。令和 3 年 7 月 29 日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。

1 ページが諮問文、2 ページが漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正に係る理由とその内容（案）について、3 から 10 ページが漁業の許可又は起業の認可方針の新旧対照表、11 ページから 13 ページが参考資料となっております。

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、「許可方針」として説明いたします。

それでは、資料 2 ページ目をお願いいたします。ここでは、今回許可方針を改正するに至った理由と、その変更内容の案について説明します。

まず、本資料の表の一段目にあります「機船船びき網漁業」の高知新港周辺区域についてでございます。

当該許可の操業区域のうち、高知新港整備事業に伴う漁業権消滅区域においては、毎年「漁業許可を行って差し支えない期間及び区域」について土木部長から通知があり、その通知に基づき当該漁業の操業区域を変更しております。今年度についても、本資料の参考資料として 11 ページ以降に添付している別紙通知に基づき、操業区域を変更したいと考えております。

続いて、「固定式さし網漁業」の野根地区についてですが、当該許可については、許可等をすべき船舶等の数の上限が 8 件のところ、現許可数が 6 件であり、現在の許可の空き枠は 2 件でございます。しかし、今回、新たな許可申請希望が 3 件あり、空き枠に対して 1 件不足していることから、許可等をすべき船舶等の数の上限を 9 件に変更したいと考えております。なお、許可等をすべき船舶等の上限を 9 件に増枠することに関しては、過去の許可実績等を鑑みても、漁業調整上の問題はないものと考えられます。

続いて、表中 3 段目、「いそうお、いせえび三枚網漁業」の芸西地区についてでございます。知事許可漁業の許可方針については、令和 2 年 12 月に開催された第 36 回海区漁業調整委員会で承認を受けて定めていましたが、芸西地区のいそうお、いせえび三枚網漁業についての記載が漏れておりました。そのため、今回許可方針に芸西地区のいそうお、いせえび三

枚網漁業を追加したいと考えております。

そして、表中4段目の地びき網漁業についてですが、当該漁業における推進機関の馬力制限の撤廃について、本来であれば、まず許可方針を改正したうえで制限措置を変更しなければならなかったところ、今年の3月に開催された第39回海区漁業調整委員会においては、制限措置のみを変更しておりました。そのため、今回、許可方針について、推進機関の馬力制限を撤廃したいと考えております。

いそうお、いせえび三枚網漁業、地びき網漁業については、事務局の確認不足により、必要な事務手続きに漏れがあったものです。このような内容をお諮りすることになり、大変申し訳ありません。

また、冒頭の部長挨拶にもありましたように、漁業の許可又は起業の認可方針及び制限措置につきましては、今回、第3号議案及び第4号議案で一部改正や一部変更をお諮りすることとしておりますが、まだ他にも修正すべき箇所がありまして、現在それぞれの全文を精査中です。これらの修正等につきましては、次回以降の委員会におきまして、再度お諮りしたいと考えております。

今後はこのようなことがないように、課内での確認を徹底するよう努めて参ります。

なお、今回の変更内容の詳細については、3ページから10ページの新旧対照表に記載しておりますので、ご確認ください。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

益本委員

資料の2ページ目の2段目、固定式刺し網漁業の上限を8から9にするという件ですけど、上限があるということはそれなりに理由があるということだと思いますが、申請があったから足りないんで一つ増やすという考え方はよろしいんですか。上限を定めるということはそれ以上増やすことに問題があるから制限されているはずで、それに対して、なんと申しますか、自動的に増やすというところが危惧されますがいかがですか。

西山副部長

漁業法改正に伴いまして、上限を設定する際に、既に現在許可を受けている方に不利益が及ばないように、現行の許可数を基本的には上限とするという考え方で各地区の各漁業について設定しました。そのうえで、このように、新たに就業を希望するとか、新たな漁業に取り組みたいということで許可を希望される方が、地元から声をあげてきた場合は、先ほど説明させて頂きましたように、この地区においては、過去にはこれ以上の件数

を許可していた実績もありますし、件数を増やすことに対して、特に地元で調整上の問題が起こらないということを漁協からもご意見頂いておりますので、それに基づいて上限数をこのように増やしていった漁業者の方が円滑に操業できるようにするという考え方です。

益本委員

漁協の意向を尊重するということですか。

西山副部長

基本的には、操業したい漁業者や漁協の周辺も含めて、漁業調整上の問題が起こらないということを基本的な考え方にしております。

益本委員

わかりました。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第3号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（機船船びき網漁業、固定式刺し網漁業、いそうお、いせえび三枚網漁業、地びき網漁業）」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第4号議案、「制限措置の一部変更について（機船船びき網漁業、固定式刺し網漁業、いそうお、いせえび三枚網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第4号議案 制限措置の一部変更についてご説明いたします。

資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第454号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業、同条第1項第10号に掲げる固定式刺し網漁業及び同条第1項第11号に掲げる三枚網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和3年7月29日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。

1ページが諮問文、2ページから4ページが告示案、5ページが制限措置の一部変更に係る理由とその内容（案）について、6ページから11ページが漁業の許可等の制限措置の新旧対照表となっております。

それでは、資料5ページ目をお願いいたします。

ここで、本資料の説明に入る前に、許可方針と制限措置について簡単に説明いたします。許可方針とは、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、各知事許可漁業における操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数の上限、船舶の総トン数の上限、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の上限などを定めるものです。この許可方針のうち、許可すべき船舶等の数及び船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、申請期間については、「制限措置」として公示することが規則第11条で規定されています。そのため、許可方針と制限措置については、許可すべき船舶等の数以外は、基本的には同じ内容となっております。そのため、これから説明する内容についても、先ほどの第3号議案と重複する部分があるかと思いますが、ご了承願います。

まず、本資料の表の一段目にあります「機船船びき網漁業」の高知新港周辺区域については、第3号議案でも説明しましたとおり、当該許可の操業区域のうち、高知新港整備事業に伴う漁業権消滅区域においては、毎年「漁業許可を行って差し支えない期間及び区域」について土木部長から通知があり、その通知に基づき当該漁業の操業区域を変更しております。そのため、第3号議案でお諮りしたとおり、許可方針の操業区域を変更することに伴い、制限措置の操業区域を変更したいと考えております。

続いて、「固定式さし網漁業」の野根地区についてですが、当該許可については、許可等をすべき船舶等の数の上限が8件のところ、現許可数が6件であり、現在の許可の空き枠は2件でございます。しかし、今回、新たな許可申請希望が3件あったため、許可方針で定める許可等をすべき船舶等の数の上限を9件に変更することにあわせ、制限措置として公示している許可をすべき船舶等の数について、現在0件のところを3件に変更します。

続いて、表中3段目、「いそうお、いせえび三枚網漁業」の芸西地区についてですが、知事許可漁業における制限措置については、令和2年11月に開催された第34回海区漁業調整委員会で承認を受けて定めていたが、芸西地区のいそうお、いせえび三枚網漁業についての記載が漏れておりました。そのため、今回、芸西地区のいそうお、いせえび三枚網漁業について制限措置を定めたいと考えております。

なお、新旧対照表を見てお気づきの方もおられるかと思いますが、当該許可につきましては、許可方針で定める「許可等をすべき船舶等の数の上

限」は4ですが、制限措置として公示する「許可をすべき船舶等の数」については3となっております。これは、現許可数が1件であるため、制限措置として公示する「許可をすべき船舶等の数」については、「許可等をすべき船舶等の数の上限」から現許可数の1件を差し引いた数となるためです。

なお、ただいま説明しました変更点については、資料2から4ページの告示案のとおり告示を行います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ちょっと判らないことがあるので教えてください。高知新港ですが港則法とか適用になっていますか。

浦尻委員

高知港として囲われているところは、適用されていると思います。

蔭山委員

そこに許可をだしているということですか。

浦尻委員

そうです。

蔭山委員

宿毛湾にもあるので、これが永遠に続く許可なのか、途中で切られることがあるかというところはどうですか。

浦尻委員

これ短期許可で、1年ごとの更新ではなかったですかね。

蔭山委員

毎年通知がきますが、短期許可ではなくその都度変更の許可で対応しております。

織田事務局長

これまでは、その都度変更箇所を書き換えて許可しているということ。

蔭山委員

許可を取り消される可能性はありますか。

浦尻委員

この場合は、漁業権を消滅させるときに、操業させてもらうことを条件にしていたので今まで操業できているものです。

蔭山委員

そうですね。もともと10年で高知新港は完成する予定でしたが、それがもう20年以上続いているんで、一部は開放してくれ、戻してくれとい

前田会長

うことで、その意味合いで一部開放されているということです。

浦尻委員

漁業区域ではないけれど、許可はされており、操業できるということですか。

蔭山委員

そうです。

浦尻委員

宿毛湾では操業していない。

蔭山委員

土木と協議が必要と思います。

浦尻委員

宿毛湾では操業するつもりはないけどね。高知新港ではずうっとやっているようなので聞いてみました。

前田会長

よろしいですか。

浦尻委員

はい。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案、「制限措置の一部変更について（機船船びき網漁業、固定式刺し網漁業、いそうお、いせえび三枚網漁業）」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第5号議案、「継続許可とする知事許可漁業において廃業があった場合の制限措置の変更の承認について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは資5の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第458号。「高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の制限措置」の「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」については、漁業

の許可又は起業の認可方針（以下、「許可方針」という。）第7条第2号に規定する「継続許可とする知事許可漁業」において廃業があった場合に限り、許可方針に規定する「許可等をすべき船舶の数の上限」の範囲内で公示してよろしいか。高知県漁業調整規則令和2年高知県規則第73号第11条第3項の規定により諮問します。令和3年7月29日。高知県知事濱田省司。

資料2ページ目に移ります。現在、県はすべての知事許可漁業について、「漁業の許可又は起業の認可方針（許可方針）」を定め、漁業種類ごとの操業区域、漁業時期、許可の条件、許可数の上限などを定めています。

この許可方針に基づき定めた項目のうち「漁業種類」、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（許可すべき数）」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」及び「漁業を営む者の資格」については「制限措置」として、公示しなければならないこと、またその内容を定めようとするときは海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないことが、高知県漁業調整規則に規定されています。そのため、「許可すべき数」を変更することについても、その都度当委員会に諮り、承認をいただいたうえで公示をしています。

知事許可漁業については、許可方針において、「公示する知事許可漁業」と「継続許可とする知事許可漁業」の2種類に分けられています。資源や漁場の利用状況が変動するような漁業、例えばさんご漁業やもじゃこ漁業が「公示する知事許可漁業」に該当し、資源や漁場の利用状況が安定している漁業、例えば刺し網漁業などが「継続とする知事許可漁業」に該当します。今回、許可方針に規定する「継続許可とする知事許可漁業」において、廃業により制限措置の「許可すべき数」の変更が必要となった場合に限り、許可方針で定めた「許可すべき数」の上限の範囲内で、制限措置の「許可すべき数」を変更することについて皆様からの承認をいただきたいと考えています。このページの下の方にある米印以下で今回承認をいただきたい場合の具体例を示しています。仮に許可方針で定めた許可数の上限が100、現時点での許可を出している数が100とすると、現在、許可方針で示した数いっぱいまで許可を出しているので、「許可すべき数」としては0で公示しています。許可の更新時や許可期間中に現在許可を持っている100名のうち5名が廃業した場合、許可できる数の上限100まで許可をするためには、この5名の廃業分について「許可すべき数」として公示する必要があります。

今回、継続許可において、廃業があった場合には許可方針で定めた許可数の上限の範囲内でこの廃業分について「許可すべき数」を変更することについての承認をいただくことで、今後はこの承認に基づき、その都度皆様にお諮りすることなく変更した数を速やかに公示したいと考えており

ます。

なお、この「許可すべき数」の変更について今回承認をいただくのは、「継続許可とする知事許可漁業」において廃業が出た場合に限ることとし、許可方針の上限を変更することに伴う「許可すべき数」の変更や、「公示する知事許可漁業」において制限措置の「許可すべき数」を変更する場合などはこれまで通り、皆様にお諮りしたうえで変更し、公示をすることとします。以上で説明を終わります。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻委員

サンゴもそうなんですね。

織田事務局長

いいえ、サンゴ漁業につきましては、公示する許可でして、継続許可とする漁業ではございませんので、これにはあてはまりません。

浦尻委員

サンゴ漁業許可で廃業が出た場合は、また公募するのですか。

織田事務局長

サンゴ漁業につきましては、これまでどおり、例えば許可数の上限が360でしたら360公示します。ただし廃業があつて、参入したい者もいないといった場合はその分減らした数で公示することとなります。

浦尻委員

わかりました。宿毛湾では廃業がでて許可数が減少してきている。実際は減少させたい。しかしやり方をちゃんとしてないと、漁民でない者に許可してしまうことは困るので、県もしっかり対応してくれないと、やめるにやめられない。そこは十分に気をつけてください。

織田事務局長

サンゴ漁業の公示にあたっては、慎重に対応していきたいと思います。

前田会長

ございませんか。

前田会長

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第5号議案、「継続許可とする知事許可漁業において廃業があつた場合の制限措置の変更の承認について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

ご異議ないようですので、第5号議案は、原案が適当であると、答申い

前田会長

たします。

前田会長

これをもちまして、本日の議案審議は終了しましたが、続きまして、報告事項に移ります。

「第22期第3回高知海区漁業調整委員会の第1号議案で使用した参考資料の差し替えについて」、事務局の説明を求めます。

渡邊主査

皆様にお配りしているA4サイズの2枚組の資料「まさば及びごまさばの漁獲量」、「まさば及びごまさばの漁獲量 正誤表」をお願いします。

前回、第22期第3回高知海区漁業調整委員会の第1号議案で参考資料として皆様にお配りした「まさば及びごまさばの漁獲量」について、(2)の表中右端の数値が誤っておりました。これは、事務局の確認不足によるものです。今後は資料の確認を徹底し、このようなことがないようにいたします。大変申し訳ありませんでした。つきましては、前回お配りしたまさば及びごまさばの漁獲量について、今回お配りした資料と差し替えていただきますようお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようですので、これをもちまして、第4回高知海区漁業調整委員会を閉会といたします。本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第4回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 _____

議事録署名委員 問可 柁善 _____

議事録署名委員 蔭山 純由 _____